

奈良県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、令和五年四月二十七日次の表の上欄の者の申請に係る変更後の土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月二日

奈良県知事 山下 真

申請者	富雄川筋字十ヶ土地改良区 理事長 宮田 庄 一
変更事業計画	維持管理事業
縦覧期間及び場所	令和五年六月五日から同月二十五日まで 大和郡山市役所